

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（中間報告）

畜犬管理システム 議事要旨

1. 日 時 令和7年12月19日（金）11:00～11:50

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

大塚 和子 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室長

石川 拓哉 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

手嶋 圭吾 福岡県水巻町企画課長

(代理 遠坂 由季 情報政策係長)

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

村上 仰志 総務省自治行政局行政経営支援室長 併任 地域DX推進室長

(松葉 勇志 総務省自治行政局行政経営支援室 併任 地域DX推進室課長補佐)

4. 議事概要

<厚生労働省から別添資料に基づき説明。>

(国・地方を通じたトータルコストの最小化)

・ 自治体からは、「既存システムの保守・運用コストは低く抑えられている」や「エクセルで管理しているため、ほとんど費用がかかっていない」といった意見もある。しかし、実際には原簿を自治体間で送付する際、郵送費や職員による事務作業の負担が発生している。4つの検討案を比較する際には、システムだけでなく、BPRを前提に業務そのものを効率化する部分の効果など、見えにくい要素も含めて、国と地方を通じたトータルコストを考えてほしい。

→ そのような考え方で現在検討を進めている。<厚生労働省>

・ 職員の事務負担の軽減を図るとともに、システム導入時や運用面での財政負担が少なくなるような制度設計をお願いしたい。

→ コスト面については同じ考えを持っている。共通の認識を持ちながら検討を進めていきたい。

(共通化の方法)

- ・ 4つの検討案について、現時点でどのようなメリット・デメリットがあると見込んでいるのか教えてほしい。

例えば、市町村間の原簿送付に関しては、検討案③・④ではインターネット上の単一の原簿データベースで情報が管理されるため、データの所有者を国とするか市町村とするかは別として、技術的にはバックヤード連携が可能となり、原簿送付自体が不要になると考えられる。検討案②でも、少なくとも1つの民間サービス内では同様の仕組みが実現可能。

また、予防接種履歴のデジタル化についても、検討案②・③・④ではインターネット上でデータが管理されるため、獣医師がデータベースにアクセスできる技術的環境が整う。獣医師の事務負担など検討課題はあるが、例えば、BPRを行い、獣医師が予防接種履歴を直接入力する方式にすれば、「獣医師による飼い主への注射済証交付」、「飼い主による市町村への注射済票交付申請」といったプロセスを省略でき、市町村がプッシュ型で注射済票を交付する仕組みへ移行することも考えられる。

- 検討案①、②は、システム変更に伴う自治体の負担やコストが比較的小さい一方で、データ管理面でのメリットは限定的。検討案③、④は、法的課題の抽出と対応に加え、システム変更に伴う負担やコストの十分な精査が必要と考えられる。特に、検討案④は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度との整合性の観点から、現時点では非常にハードルが高いと認識している。<厚生労働省>

- ・ 検討案③については、国がデータの所有者として一元管理する方法に加え、国が全国統一で整備したシステムを用い、自治体が論理的に分散管理する方式（ワクチン接種記録システム〔VRS〕の仕組みに類似）も可能と考えられる。データ連携は、自治体ごとのデータ領域間でのやりとりとなるため、連携に係る費用は比較的低く抑えられる。また、ガバメントクラウド上でシステム構築すれば、技術的には獣医師のアクセスも可能となる。

- 検討案③には、一元管理方式と分散管理方式の両方のパターンがあり、法改正の必要性はパターンによって異なる可能性がある。このため、資料には「法改正が必要な可能性」と記載した。現在、こうした検討案ごとのパターンを踏まえ、トータルコストの試算を進めている。

獣医師によるアクセスについては、これまで検討しておらず、システムに獣医師が直接入力することは想定していなかった。ご指摘を踏まえ、今後はそのような可能性も含めて検討を進めていく。<厚生労働省>

- ・ 本団体としては、共通化を、BPRを前提とした業務効率化に最も繋げることができるものは、検討案③だと考えている。

- 一元管理方式と分散管理方式のどちらを念頭に置いているかお伺いしたい。<厚生労働省>

- ・ どちらが良いということはないが、ワクチン接種記録システム〔VRS〕のような仕組みが簡易と考えた。

- ・ 本件は、共通化を、BPRを前提とした業務効率化にどのように結び付けていかが最も重要な観点だと考えている。よろしくお願いしたい。

- ・ システムの共通化は、業務の共通化と表裏一体。例えば、マイクロチップを予防注射済証とみなし、原簿や狂犬病予防注射の履歴情報を、転入・転出時に自治体間で容易に受け取り、

確認できる仕組みを整えることで、運用事務の効率化が図られる。こうした仕組みの実現により、自治体や飼い主の負担が軽減されるよう、検討を進めていただきたい。

(データ移行)

- 令和6年度のアンケート結果では、現行システムからのデータ移行に懸念を示す回答が多く見られたとのことだが、標準化法に基づく20業務に係る情報システムの標準化においても同様の論点があった。犬の平均寿命は10~15年程度と考えられるため、現在のシステムのデータを標準化後の形式に変換し、一気呵成に新システムへ移行する方法と、現行データは引き続き現行システムで管理しつつ、新たに登録する犬は新システムで管理し、段階的に移行していく方法が考えられる。前者はデータ移行にかかる費用が、後者は一定期間システムがダブルトラックになることによる業務の煩雑さが論点となると思われるが、費用対効果を比較したうえで、後者の方法が現実的であれば検討していただきたい。
→ 先ほど申し上げたとおり、システム変更に伴う負担やコストの十分な精査が必要であり、ご意見を踏まえ、引き続き検討させていただく。<厚生労働省>

(「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度)

- 動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例制度は開始から3年が経過したが、11月末時点で市町村の参加率は2割弱にとどまっている状況を憂慮している。新システムの導入にあたっては、市町村や飼い主に制度を十分に理解してもらうことが重要になると考える。
→ 特例制度に参加している市町村は、人口カバー率で見ると36%に達している。この特例制度は飼い主にとって利便性の高い制度であることは明らかであるため、いかに市町村にとっても使いやすい仕組みにしていくかが重要だと認識している。そのため、厚生労働省と連携しながら、継続的な改善を進めていきたい。例えば、来年4月からはマイクロチップ登録サイトと連携した決済機能の供用開始を予定しており、こうした取り組みを通じて利便性向上を図っていく。<環境省>
- 前回のヒアリングでも「特例制度の参加により業務等に必要な財源である犬の登録手数料の徴収が困難になる」との議論があったが、ヒアリング後に、日本獣医師会から「犬の登録支援システム」の案内が出ており、犬の所有者がマイクロチップ情報登録の際に、併せて犬の登録と手数料の支払いができるというものであるが、このような取組が進めば、自治体の懸念も払拭される方向に進むと思うが、事実関係含め、どのように考えているか。

また、この場合、日本獣医師会の「犬の登録支援システム」と原簿の項目を合わせていけば、業務効率化も進捗すると思うが、いかがか。

- 事実関係としては概ねご認識の通り。自治体の参加促進に繋がってほしい。
マイクロチップの装着義務は、販売を目的とした犬と猫に限定されている。そのため、自治体が特例制度に参加したとしても、犬の管理を一元化できる状況には至っていない。この点については、動物愛護管理法の議論の一つとして存在するが、すぐに進展する見込みは低い。したがって、当面は既存の制度の枠内で、自治体の利便性を向上させる取り組みに注力していきたい。<環境省>
- この度、厚生労働省と環境省が協力し、システムの共通化に向けて舵を切っていただいた

ことに、深く感謝申し上げる。共通システムが、多くの自治体に支持され、広く利用されるよう、現場の声を十分に反映しながら、課題の検討を進めていただきたい。

- ・ 犬の登録支援システムに関する通知を拝見したが、同システムによる手数料の徴収に課題があるため、特例制度への参加が難しい状況は変わっておらず、さらなるご検討をお願いしたい。

課題を具体的に述べる。まず、狂犬病予防法では、90日齢から30日以内に登録を行うことが定められている¹。一方、マイクロチップ情報の初回登録は、マイクロチップを装着してから犬猫等販売業者が譲渡しの日までの間で行うので²、その時点で犬の登録支援システムが利用できるようになったとしても、その犬は90日齢に満たない場合、狂犬病予防法上の登録は行われないことが推奨されている。結果として、マイクロチップの初回登録はされているが、狂犬病予防法上の登録は未実施という齟齬が生じている。さらに、犬の登録支援システムには、飼い主に対して狂犬病予防法上の登録を適切な時期に行うように通知する等の仕組みがなく、マイクロチップ情報の変更手数料と併せて、狂犬病予防法の登録手数料を正しく収納するためには住民に制度を正確に理解してもらう必要があるが、このような複雑な状況を住民に理解していただき支払ってもらうのは難しいと感じている。

- ご指摘の点を解消できればと考えながら通知の準備を進めてきた。しかし、狂犬病予防法は、公衆衛生上の目的から全頭への登録を義務付けており、日齢の変更によって国民にさらなる義務（登録の時期を早める）を課すことには、科学的な根拠がない。事務手続きの軽減のみを理由に法規制を強化することは難しいと考え、現状に至っている。今後どのような改善が可能かを念頭に置きながら、引き続き検討を進めてまいりたい。<厚生労働省>
- 動物愛護管理法は議員立法で改正がなされている中で、立法府側から環境省に意見を求められた場合は、現場を担う自治体の意見をよく聞いていただくよう伝えており、立法府側でも今後そのような場を設けるような話も聞いている。引き続き率直なご意見を伺いながら、環境省として必要なことは立法府側に伝え、同法の運用面で省庁で対応できることは、厚生労働省と連携し、改善する方向で検討を進めていきたい。<環境省>
- ・ 狂犬病の予防注射が90日になっているのは科学的根拠があることは理解できるが、犬の登録が90日となっていることについても科学的根拠に基づいているのか。

¹ 狂犬病予防法第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

² 動物愛護管理法第三十九条2項 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならない。

→ 登録を求める時期を 90 日から早めるのは、飼い主に対する義務付けを強めることとなるので、その理由として自治体の業務効率化に繋がるから、というだけでは難しい。<厚生労働省>

- ・ 人口減少社会において公共サービスを維持するためには、限られた人員の中で、どの事務に人員を割り当てるかを厳しく見極め、工夫を重ねなければ業務は成り立たなくなる。これが、業務・システムの共通化を議論する際の大前提。人手不足の中で事務をどう効率的に回していくかという視点から、さらに踏み込んだ検討をお願いしたい。

特に重要なのは、自治体と飼い主の負担を天秤にかける考え方ではなく、BPR の視点で、業務全体の負担をどう減らすか、そして飼い主を含め社会全体で負担を軽減する方法を検討すること。業務フローを詳細に整理するのは容易ではないが、実際の業務フローを「見える化」した資料を基に議論することで、議論の質は一層高まる。ぜひ、厚生労働省と環境省におかれでは、現場の実態を丁寧に聞き取り、それを可視化する資料を作成いただけるとありがたい。

(スケジュール)

- ・ 現在のシステムから共通システムへの移行がスムーズに実施できるのか、移行スケジュールなどのほか、作業量や運用費など自治体負担の増加を懸念する声が多いため、今後の進め方について、できるだけ早期に情報提供いただくことをお願いする。

以上